

# 福岡県公報

平成20年3月24日  
第2801号

## 目次

告示(第465号 - 第490号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
福岡県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画(第2期)及び福岡県特定鳥獣(シカ)保護管理計画(第3期)の変更	(緑化推進課)	.....	1
特定鳥獣の捕獲等の制限の一部解除	(緑化推進課)	.....	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	2
生活保護法に基づく介護機関の指定	(監査保護課)	.....	2
生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(監査保護課)	.....	3
生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(監査保護課)	.....	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	4
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	.....	4
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	.....	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	.....	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	.....	6
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	.....	6
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	7
都市計画の変更	(都市計画課)	.....	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	7
生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課)	.....	7
生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(監査保護課)	.....	8

生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更

	(監査保護課)	.....	8
生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課)	.....	9
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(監査保護課)	.....	9
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(監査保護課)	.....	9
自動車専用道路の指定	(道路維持課)	.....	9
第10次鳥獣保護事業計画の変更	(緑化推進課)	.....	10

公 告

意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(教育庁総務課)	.....	10
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	.....	10
公安委員会			
交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	.....	12

## 告 示

福岡県告示第465号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字山田字古野前908 - 1 及び908 - 2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡久山町大字山田673番地3  
國崎 正治

福岡県告示第466号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の規定に基づき策定した福岡県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画(第2期)及び福岡県特定鳥獣(シカ)保護管理計画(第3期)を変更したので、同条第7項において準用する

同法第4条第4項の規定により当該計画書を福岡県水産林務部緑化推進課及び各農林事務所林務課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第467号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、特定鳥獣の捕獲等の制限の一部を次のとおり解除する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 対象とする特定鳥獣  
イノシシ、ニホンジカ
- 2 対象区域  
県内全域
- 3 捕獲等の制限の一部解除  
くくりわなで輪の直径が12センチメートルを超えるものについての制限を解除する。
- 4 期間  
平成20年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、イノシシの捕獲等については、平成22年3月31日までとする。

福岡県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	久留米筑紫野線	朝倉郡筑前町東小田2692番2先から 朝倉郡筑前町中牟田1455番1先まで

福岡県告示第469号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
行介115	医療法人おのクリニック	行橋市南大橋5丁目6-5	19・10・1	居管・予居管
久介歯305	みねまつ歯科	久留米市国分町946-3	20・2・1	居管・予居管
筑介薬35	ハート薬局	筑後市大字上北島312-5	20・1・1	居管・予居管
飯居227	訪問看護ステーション千代	飯塚市小正134-10	20・2・1	訪看・予訪看
大居166	訪問看護ヘルプステーションてまり	大牟田市大字倉永1686-1	19・12・1	訪介・予訪介
久居296	ケアホームデイサービスなでしこ	久留米市荒木町白口1766-11	20・2・1	通介・予通介
行居63	アイ・ヘルプステーション	行橋市泉中央8丁目27-14	20・2・1	訪介・予訪介
豊居23	宅老所なごみ園訪問介護センター	豊前市大字三毛門914-1	20・3・1	訪介・予訪介
豊居24	宅老所なごみ園デイサービスセンター	豊前市大字三毛門914-1	20・3・1	認通・予認通
小居26	アップルハート小郡ケアセンター	小郡市祇園2丁目4-7	19・12・1	訪介・予訪介

筑紫居47	二日市温泉長寿苑 そよ風	筑紫野市武蔵1丁目1-24	19・12・1	短生・予短生
大野支20	大野城そうわケア プランサービス	大野城市大城2丁目10-18 プリエール101号	20・3・1	居支
宰支12	ケアプランセンタ ーふたば	太宰府市三条1丁目4-1	20・2・1	居支
粕居66	暖家の丘ホームヘル プサービス須恵	糟屋郡須恵町大字上須恵 1020	20・3・1	訪介・予訪介
福津支13	ケアプランセンタ ー福津いきいき	福津市若木台1丁目20-3	20・2・1	居支
女居44	フラワーハイム	八女郡立花町大字下辺春 5460-1	20・1・1	認共・予認共
田川居230	訪問介護そよ風	田川郡川崎町大字安眞木 5557-17	20・2・1	訪介・予訪介
大居167	小規模多機能ホー ムふかうらの家	大牟田市大字岬1202-1	20・2・1	小居・予小居
飯居228	グループホームふ ぁみりー伊川	飯塚市伊川字原ノ前1-1	20・3・1	認共・予認共

## 福岡県告示第470号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
像介53	渡辺整形外科 医院	宗像市稲元928	宗像市稲元4丁目9- 25	20・2・25
像介128	秋山内科クリ ニック	宗像市稲元字砂入1028 - 2	宗像市稲元1丁目1- 5	20・2・25

像介歯12	古屋敷歯科医 院	宗像市須恵318-6	宗像市須恵1丁目1- 21	20・2・25
像介薬11	げんかい河東 調剤薬局	宗像市須恵306-15	宗像市須恵1丁目16- 24	20・2・25
像介薬55	いなもと調剤 薬局	宗像市稲元砂入1028- 2	宗像市稲元3丁目1- 6	20・2・25

## 福岡県告示第471号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
田居35	デイサービスセンター実 りの里	田川市大字弓削田字豆田341- 1	19・12・22

## 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
久介歯289	みねまつ歯科	久留米市国分町946-3	20・1・31
粕居28	訪問介護ステーションパ ラソル	糟屋郡篠栗町大字尾仲139	20・3・1

## 福岡県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月24日

## 福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂 県 道	筑 紫 野 太 宰 府 線		前	筑紫野市大字山家2846番7先から 筑紫野市大字吉木735番1先まで	4.5 ～ 17.4	2,889.0
			前	筑紫野市大字山家2846番7先から 筑紫野市大字吉木735番1先まで	10.5 ～ 98.0	2,640.0
			後	筑紫野市大字山家2846番7先から 筑紫野市大字吉木735番1先まで	8.9 ～ 70.7	2,889.0
			後	筑紫野市大字山家2846番7先から 筑紫野市大字吉木735番1先まで	10.5 ～ 42.4	2,640.0

## 福岡県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
那 珂 県 道	筑 紫 野 太 宰 府 線	筑紫野市大字山家2044番13先から 筑紫野市大字吉木735番1先まで

## 福岡県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福 岡 県 道	福 岡 東 環 状 線	糟屋郡粕屋町大字長者原315番1先から 糟屋郡粕屋町大字長者原300番5先まで

## 福岡県告示第475号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年9月福岡県告示第1722号筑紫野都市計画下水道事業筑紫野公共下水道（筑紫野市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称  
筑紫野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
筑紫野都市計画下水道事業筑紫野公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和51年1月10日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

なし

福岡県告示第476号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成15年4月福岡県告示第782号宗像都市計画下水道事業宗像市公共下水道〔宗像市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 施行者の名称

宗像市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

宗像都市計画下水道事業宗像市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和41年10月17日から平成23年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成15年福岡県告示第782号の事業地に次の事業地を加える。

宗像市赤間駅前一丁目の一部、赤間駅二丁目の一部、田久二丁目の一部、田久三丁目の一部、田久四丁目の一部。

## (2) 使用の部分

なし

福岡県告示第477号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年10月福岡県告示第1888号久留米都市計画下水道事業久留米市公共下水道〔久留米市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 施行者の名称

久留米市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

久留米市都市計画下水道事業久留米公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和42年6月7日から平成23年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成17年福岡県告示第1888号の事業地に次の事業地を加える。

久留米市善導寺町飯田字岸川(1)、字岸川(2)、字坂本、字立野(2)、字下北屋敷(1)、字下北屋敷(2)、字北屋敷(1)、字北屋敷(2)、字下町屋敷、字亀の甲(1)、字亀ノ甲(2)、字西見堂、字寺内(1)、字寺内(2)、字寺内(3)、字寺内(4)、字南屋敷(1)、字南屋敷(2)、字中野屋敷、字馬場、字立草、字町屋敷、字九反田(2)、字下平町、字風佛、字クツカタ、字平町、字楠町、字八ツ江(1)、字銚田、字下カザシ、字ヒトヲ(1)、字ヒトヲ(2)、字四ノ江、字カザシ、字下刈町、字上刈町、字サノ江(1)、字サノ江(2)、字一丁田、字西七草(3)、字餅栗の全部。

久留米市善導寺町飯田字金池、字赤松、字立野(1)、字西川(1)、字油坪、字岩野、字大林(1)、字大林(2)、字後田、字九反田(1)、字八ツ江(2)、字町前田、字西緑、字今町、字クツワ、字西七草(1)、字西七草(2)、字トケ島、字東縁の各字の一部。

久留米市善導寺町与田字高ナワテ、字西メグリ、字メグリ(1)、字上メグリ、字榎町、字上高ナワテ、字大宇木、字メグリ(2)、字ソノ土、字間入、字一ノ江、字六ノ江、字下クロツ、字マテ、字エブクテ、字帯田、字クロツ(1)、字クロツ(2)、字イタチ(1)、字光条、字ヒガンデ、字オオコカエリの全部。

久留米市善導寺町字与田四ノ江、字犬カイ(2)、字クギ、字イタチ(2)の各字の一部。

久留米市善導寺町木塚字惣津町(3)の全部。

久留米市善導寺町木塚字島本(1)、字間(2)、字間(3)の各字の一部。

久留米市山本町耳納字イタチ、字蔵町の全部。

久留米市山本町耳納字福長，字溝口，字生薬，字八支の各字の一部。  
 久留米市山川町字北追分，字東追分，字才東寺，字西追分，字西馬場，字南追分，字本村，字城ノ前，字竹ノ子，字大裏の全部。

久留米市山川町字塚本，字実丸，字鬼島，字高田，字五反田，字北栗林，字長園，字西ノ園，字別当山，字阿志岐坂(1)，字南本村，字王子山(1)，字王子山(2)，字片田，字霧ヶ城(1)，字霧ヶ城(2)，字松門寺，字丸山(3)，字城，字神ノ園，字堂屋敷，字七曲り(1)，字七曲り(2)，字平野，字鷺園，字杉田の各字の一部。久留米市山本町豊田字大浦の字の一部。

久留米市上津町字中尾山，字向野の各字の一部。

久留米市藤山町字ヌケ(2)，字大浦(1)，字大浦(2)，字網工(1)，字峯ノ浦(2)の全部。

久留米市藤山町字ヌケ(1)，字上一丁目(2)，字藤吉，字峯ノ浦(1)，字網工(2)の各字の一部。

久留米市北野町大字高良字坂口，字牟田，字千谷，字南小路の各字の全部。

久留米市北野町大字上弓削字水越，字牟田の各字の一部。

久留米市北野町大字鳥巢字北内畑，字南内畑，字東内畑，字藪崎の各字の一部。

久留米市北野町大字高良字後，字北小路，字国竹，字中小路，字東小路，字西小路，字恋ノ丸，字池田，字松木，字七ヶ瀬，字丁畑，字後津留の各字の一部。

久留米市北野町大字石崎字屋敷ノ一，字古川ノ一，字北ノ寄，字南ノ寄，字大ハンヤ，字屋敷，字外開の各字の一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第478号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき，平成14年6月福岡県告示第992号豊前都市計画下水道事業豊前市公共下水道〔豊前市施行〕の事業計画の変更を認可したので，同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

豊前市

2 都市計画事業の種類及び名称

豊前都市計画下水道事業豊前市公共下水道

3 事業施行期間

平成2年10月16日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成14年福岡県告示第992号の事業地に次の事業地を加える。

豊前市大字三毛門、大字久松及び大字恒富の各大字の一部。平成14年福岡県告示第992号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

豊前市大字沓川、大字吉木及び大字塔田の各大字の一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第479号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき，平成18年3月福岡県告示第490号苅田都市計画下水道事業苅田町公共下水道〔苅田町施行〕の事業計画の変更を認可したので，同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

苅田町

2 都市計画事業の種類及び名称

苅田都市計画下水道事業苅田町公共下水道

3 事業施行期間

平成7年2月27日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成18年福岡県告示第490号の事業地に次の事業地を加える。

京都郡苅田町空港南町の各一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第480号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

福岡都市計画都市高速鉄道を変更（福岡都市計画都市高速鉄道5号西日本鉄道天神大牟田線の変更）

福岡県告示第481号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

大牟田都市計画道路を変更（大牟田都市計画道路1・4・1号大牟田大川線及び3・4・11号長溝線の変更）

福岡県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	唐尾川線	前	八女市室岡607番3先から 八女市亀甲1242番1先まで	4.8 ～ 16.6	368.4
			後	八女市室岡607番3先から 八女市亀甲1242番1先まで	10.8 ～ 93.0	371.0
八女	県道	船小屋八女線	前	筑後市大字溝口527番2先から 筑後市大字溝口532番9先まで	6.4 ～ 6.6	38.6
			後	筑後市大字溝口527番2先から 筑後市大字溝口532番9先まで	6.6 ～ 8.2	38.6

福岡県告示第483号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
福津生38	山田胃腸科内科肛門科	福津市手光南1丁目6-7	20・3・1
久生682	赤司内科医院	久留米市山川追分1丁目7-12	19・9・14
大生431	大牟田ゆめタウンアイクリニック	大牟田市旭町2丁目28-1ゆめタウン大牟田2F	20・2・1

大野生歯73	えとう歯科クリニック	大野城市つつじヶ丘1丁目15-26	20・3・1
久生歯305	みねまつ歯科	久留米市国分町946-3	20・2・1
久生歯304	コスモス歯科クリニック	久留米市北野町高良1061-7	19・5・1
直生歯69	まいん歯科医院	直方市大字上境289-1	20・2・1
筑紫生薬63	筑紫野薬局	筑紫野市原田7丁目9-7	20・2・1
久生薬219	久保薬局	久留米市津福本町1559-3	20・1・1
田川生薬42	フラワー薬局田川星美台店	田川市大字精1700-81	20・3・1
行生薬60	エノキヤ薬局	行橋市大橋3丁目10-8	19・5・1
久生訪23	訪問看護ステーション未来	久留米市南2丁目21-66サウズヒルズ1F	20・2・1
飯生訪7	訪問看護ステーション千代	飯塚市小正134-10	20・2・1

## 福岡県告示第484号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
飯生薬53	サンコー調剤中央薬局	飯塚市吉原町2-3	20・2・21

## 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
久生185	赤司内科医院	久留米市山川追分1丁目7-12	19・9・13
久生355	医療法人みいまち皮膚科医院	久留米市御井町2134-5	20・1・31

京生93	川上クリニック	京都府苅田町富久町1丁目33-3	20・1・31
久生歯269	コスモス歯科クリニック	久留米市北野町高良1061-7	19・4・30
久生歯289	みねまつ歯科	久留米市国分町946-3	20・1・31
大生歯159	ホワイト歯科医院	大牟田市中白川町1丁目19藤和ビル2F	20・2・11
京生歯21	中村歯科医院	京都府苅田町神田町1丁目25-3	19・12・31
筑紫生薬62	筑紫野薬局	筑紫野市原田7丁目9-7	19・8・31
久生薬215	有限会社久榮久保薬局	久留米市津福本町1559-3	19・12・31
行生薬38	エノキヤ薬局	行橋市大橋3丁目10-8	19・3・15
粕生訪1	訪問看護ステーションパラソル	糟屋郡篠栗町大字尾仲139	20・3・1

## 福岡県告示第485号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
宰生36	医療法人秋吉外科医院	医療法人あきよし外科胃腸科医院	太宰府市観世音寺3丁目12-1	20・2・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
像生53	渡辺整形外科医院	宗像市稲元928	宗像市稲元4丁目9-25	20・2・25
像生128	秋山内科クリニック	宗像市稲元字砂入1028-2	宗像市稲元3丁目1-5	20・2・25



像生105	赤間腎クリニック	宗像市須恵318 - 2	宗像市須恵1丁目3 - 15	20・2・25
像生127	上野循環器科・内科医院	宗像市須恵308	宗像市須恵1丁目16 - 22	20・2・25
像生歯12	古屋敷歯科医院	宗像市須恵318 - 6	宗像市須恵1丁目1 - 21	20・2・25
像生歯49	やの歯科医院	宗像市稲元1437 - 10	宗像市須恵4丁目8 - 1	20・2・25
古生歯9	まさよし歯科医院	古賀市久保374 - 6	古賀市新久保1丁目1 - 32	19・10・1
像生薬11	げんかい河東調剤薬局	宗像市須恵306 - 15	宗像市須恵1丁目16 - 24	20・2・25
像生薬55	いなもと調剤薬局	宗像市稲元砂入1028 - 2	宗像市稲元3丁目1 - 6	20・2・25

## 福岡県告示第486号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生柔47	田中翔太（たなか整骨院）	大牟田市大字甘木西登475 - 4	20・2・12
直生柔18	伊藤将宏（直方中央整骨院）	直方市津田町11 - 26	20・2・1
飯生柔32	木下記芳（整骨院心地堂）	飯塚市忠隈373 - 1	20・3・5
福津生柔4	原田淳平（うみがめ整骨院）	福津市津屋崎480 - 8	20・2・4
粕生柔36	上田隆則（ささぐり整骨院）	糟屋郡篠栗町大字篠栗4784 - 1	20・2・11

## 福岡県告示第487号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
直生柔14	酒匂大輔（直方中央整骨院）	直方市津田町11 - 26	20・1・31

## 福岡県告示第488号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 所在地の変更

指定番号	氏名又は名称	旧住所又は旧所在地	新住所又は新所在地	変更年月日
像生柔7	西宮整骨院	宗像市須恵329 - 5	宗像市須恵1丁目4 - 7	20・2・25

## 福岡県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分の次のとおり指定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	指定する道路の部分	指定する期日
大牟田	南 関線 大牟田北	大牟田市昭和開362番先から 同市昭和開162番先まで	平成20年3月24日

福岡県告示第490号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定に基づき、第10次鳥獣保護事業計画を変更したので、同条第4項の規定により当該計画書を福岡県水産林務部緑化推進課及び各農林事務所林務課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁総務部総務課に備え置きます。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

信託法（大正11年法律第62号）が一部改正され、題名が「公益信託ニ関スル法律」とされたこと及び新たな信託法（平成18年法律第108号）が制定されたことに伴い所要の規定の整備を行うものですが、国の機関が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めた省令と実質的に同様の規則を定めた（福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当）ため、条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成20年3月24日

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称  
サイバー犯罪対策解析・研修用機器（サイバーテロ）賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等  
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間  
平成20年5月1日から平成23年4月30日までの間
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年4月2日現在において、次の条件を全て満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められるもの。

- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部総務部会計課  
電話番号 092 - 641 - 4141 内線6676
- 5 契約条項を示す場所  
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 平成20年3月24日（月）から平成20年4月2日（水）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで
- (2) 場所  
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出期限及び提出場所
- (1) 提出期限  
平成20年4月2日（水） 午後6時00分
- (2) 提出場所  
4の部局とする。
- (3) 提出方法  
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期

限内必着）で行う。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成20年4月3日（木） 午前10時00分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額1

とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県

の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第5号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成20年3月24日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則(平成15年福岡県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県上嘉穂警察署の部千手駐在所の項中「千手1821番地3」を「千手1735番地6」に改め、同表福岡県瀬高警察署の部長田駐在所の項中「瀬高町長田3305番地1」を「瀬高町長田3353番地4」に改める。

附 則

この規則中別表第1福岡県上嘉穂警察署の部千手駐在所の項の改正規定は公布の日から、同表福岡県瀬高警察署の部長田駐在所の項の改正規定は平成20年3月25日から施行する。